

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第64号

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例（昭和46年静岡県条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																																																																										
(使用の承認)			(使用の承認)																																																																										
第6条 コンテナ基地のコンテナ・フレート・ステーション <u>コンテナ・ヤード又はくん蒸棟</u> （以下「施設」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならぬ。			第6条 コンテナ基地のコンテナ・フレート・ステーション又はコンテナ・ヤード（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。																																																																										
2 (略)			2 (略)																																																																										
附 則			附 則																																																																										
2 当分の間、別表コンテナ・フレート・ステーションの項利用料金の欄中「 <u>463円</u> 」とあるのは、「 <u>364円</u> 」とする。			2 当分の間、別表コンテナ・フレート・ステーションの項利用料金の欄中「 <u>479円</u> 」とあるのは、「 <u>376円</u> 」とする。																																																																										
別表 (略)			別表 (略)																																																																										
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">利 用 料 金</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>算 定 单 位</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>コンテナ</td><td>一般使 用</td><td>貨物搬 入の日</td><td>1 平方 メート ル 1 日</td></tr><tr><td>・フレー</td><td></td><td>から起 算して</td><td>につき</td></tr><tr><td>ト・ステ</td><td></td><td>15日ま で</td><td><u>18円60銭</u></td></tr><tr><td>ーショ</td><td></td><td>貨物搬 入の日</td><td><u>37円10銭</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td>から起 算して</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>16日以 后30日</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>ま で</td><td></td></tr></tbody></table>			区 分		利 用 料 金				算 定 单 位	金 額	コンテナ	一般使 用	貨物搬 入の日	1 平方 メート ル 1 日	・フレー		から起 算して	につき	ト・ステ		15日ま で	<u>18円60銭</u>	ーショ		貨物搬 入の日	<u>37円10銭</u>			から起 算して				16日以 后30日				ま で		<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">利 用 料 金</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>算 定 单 位</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>コンテナ</td><td>一般使 用</td><td>貨物搬 入の日</td><td>1 平方 メート ル 1 日</td></tr><tr><td>・フレー</td><td></td><td>から起 算して</td><td>につき</td></tr><tr><td>ト・ステ</td><td></td><td>15日ま で</td><td><u>19円20銭</u></td></tr><tr><td>ーショ</td><td></td><td>貨物搬 入の日</td><td><u>38円30銭</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td>から起 算して</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>16日以 后30日</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>ま で</td><td></td></tr></tbody></table>			区 分		利 用 料 金				算 定 单 位	金 額	コンテナ	一般使 用	貨物搬 入の日	1 平方 メート ル 1 日	・フレー		から起 算して	につき	ト・ステ		15日ま で	<u>19円20銭</u>	ーショ		貨物搬 入の日	<u>38円30銭</u>			から起 算して				16日以 后30日				ま で	
区 分		利 用 料 金																																																																											
		算 定 单 位	金 額																																																																										
コンテナ	一般使 用	貨物搬 入の日	1 平方 メート ル 1 日																																																																										
・フレー		から起 算して	につき																																																																										
ト・ステ		15日ま で	<u>18円60銭</u>																																																																										
ーショ		貨物搬 入の日	<u>37円10銭</u>																																																																										
		から起 算して																																																																											
		16日以 后30日																																																																											
		ま で																																																																											
区 分		利 用 料 金																																																																											
		算 定 单 位	金 額																																																																										
コンテナ	一般使 用	貨物搬 入の日	1 平方 メート ル 1 日																																																																										
・フレー		から起 算して	につき																																																																										
ト・ステ		15日ま で	<u>19円20銭</u>																																																																										
ーショ		貨物搬 入の日	<u>38円30銭</u>																																																																										
		から起 算して																																																																											
		16日以 后30日																																																																											
		ま で																																																																											

	貨物搬入の日から起算して31日以後		74円40銭		貨物搬入の日から起算して31日以後		76円80銭
	専用使用	1平方メートル1月につき	463円		専用使用	1平方メートル1月につき	479円
コンテナ・ヤード	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	5円80銭	コンテナ・ヤード	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	6円
	貨物搬入の日から起算して16日以後	1平方メートル1日につき	8円90銭		貨物搬入の日から起算して16日以後	1平方メートル1日につき	9円20銭
くん蒸棟	<u>1回につき</u>	<u>5,800円</u>					
	<u>1月間</u> <u>継続して使用する場合は、</u> <u>1月につき</u>	<u>46,000円</u>					
	(略)				(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第15条第2項の承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。